

## ●長浜商工会議所会報誌「紙面広告」掲載料金表

A4 サイズ	料金					
	裏表紙・カラー		中面・カラー（1月号）		中面・2色	
	会員	非会員	会員	非会員	会員	非会員
1/1	71,500 円	137,500 円	66,000 円	132,000 円	44,000 円	88,000 円
1/2	38,500 円	71,500 円	33,000 円	66,000 円	22,000 円	44,000 円
1/4	—	—	16,500 円	33,000 円	11,000 円	22,000 円

※発行する1月、3月、5月、7月、9月、11月の1か月あたりの料金（税込）です。

※1年契約（6回分）の場合は5回分の料金となります。その場合当初申込みサイズからの変更はできません。

※料金表にはデザイン料は含まれていません。

※広告データはアウトライン化したイラストレーター形式で入稿してください。PDF形式でも入稿できますが、印刷の関係上、広告データに若干の不具合が生じる場合がございますので予めご了承ください。

※紙面の構成上、希望された月に掲載できない場合がございますので予めご了承ください。

※申込みは掲載予定月の前々月15日までとし、データ入稿は前月15日までとします。

## ●長浜商工会議所会報誌「紙面広告」利用規約

（適用の範囲）

第1条 本規約は長浜商工会議所（以下「商工会議所」という）の会報誌に掲載する紙面広告（以下「紙面広告」という）の利用に係る一切の事項に適用する。

（利用対象者の資格）

第2条 利用対象者は、商工会議所の会員の資格を有している者または商工会議所が特別に認めたものに限る。

（利用手続き）

第3条 紙面広告の利用を希望する者は、本規約を承諾のうえ、所定の紙面広告掲載申込書に記入し提出することにより申込みを行う。

2 商工会議所は、前項の規定による申込みを適当と認めた場合はこれを承諾するものとする。

3 商工会議所は、原則として申込みされた広告内容をそのまま掲載する。但し、申込み受理後1度校正をし申込者に広告内容の確認を行う。申込みをした者の広告内容が不適当と判断した場合には掲載しない場合がある。

（紙面広告の変更及び中止）

第4条 商工会議所は、特別の事情により必要と認めた場合は、紙面広告申込者に紙面広告の一部または全部の変更を求めることができる。

2 商工会議所は、特別の事情により止むを得ず紙面広告を中止することがある。このときは14日前までに紙面広告申込者に通知する。

（紙面広告の停止）

第5条 商工会議所は、掲載する紙面掲載内容が下記の各号のいずれかに該当し、または該当する恐れがあると判断した場合には、第4条第2項の規定にかかわらず、利用者に事前に通知することなく、紙面広告を停止することができるものとし、以降の利用を停止する権限を有する。

- ①法規及び公序良俗に違反する場合
- ②人権を侵害する表現がある場合
- ③事実誤認、虚偽または誇大な表現がある場合
- ④投機・射幸心をあおる表現がある場合
- ⑤選挙運動、寄付行為文またはこれに類似する表現がある場合
- ⑥著作権、プライバシーを侵害する場合又は不利益を与える場合
- ⑦商工会議所が指定する日までに紙面広告利用料が支払われない場合
- ⑧その他、商工会議所が不適当と判断する場合

（紙面広告の中断）

第6条 商工会議所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的に紙面広告の一部または全部を中断する場合がある。

- ①商工会議所の判断で緊急を要する場合
- ②停電、天災地変など不可抗力により紙面広告の提供をできなくなった場合
- ③その他、運用上、商工会議所が一時的な中断を必要と判断した場合

（損害賠償責任）

第7条 紙面広告申込者は、本規約に違反または紙面広告を行ったことに関して、商工会議所に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

2 紙面広告申込者は、本規約に違反または紙面広告を行ったことに関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、紙面広告申込者自身で解決するものとし、商工会議所に損害を与えることのないものとする。

3 商工会議所は、紙面広告の変更、中止、中断及び発送に関して、紙面広告申込者が損害を被った場合においても、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務を負わないものとする。

（紙面広告利用料）

第8条 紙面広告の申込みは1か月ごと、もしくは1年契約とし、第3条第2項の承認を受けた際に掲載申込と同時に利用料金を一括前納することとする。一旦納入された利用料金については、第4条第2項の規定により紙面広告を中止する場合以外は返金しないものとする。

（規約の変更）

第9条 商工会議所は、紙面広告申込者の事前の承諾を得ることなく本規約を変更することがあり、紙面広告申込者は変更後の規約の適用を受ける。

（雑則）

第10条 この規約に定めのない事項については商工会議所と紙面広告申込者が協議した上で解決するものとする。

（施行細則の制定）

この規則を施行するため、別に細則を定めるものとする。

付則：

（平成22年4月1日制定）

1. この規約は平成22年4月1日より適用する。
2. 第8条の申込みについて1年契約を追加する。この条文の改正については平成25年7月1日より適用する。

# 長浜商工会議所会報誌「紙面広告」掲載申込書

長浜商工会議所 殿

今般、貴所「紙面広告利用規約」確認し承諾のうえ、紙面広告の掲載を申込みます。

掲載希望	単月	年 月号	
	年間	年 月号から	
種 別	2色 ・ カラー		
サイズ・料金	/	裏表紙 ・ 中面	円
目 的			

※本申込書と共に掲載内容のわかるものを添付のうえお申込みください。

年 月 日

事業所名

代表者名

印

所在地

担当者部署

(担当者名)

電 話

F A X

商工会議所使用欄


会員別	掲載料金記入欄

承認印